

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單額面 位金	用振の法 等替條律 項及法 の適び の根そ 適及そ 及拠記	平國債、 成債の平 令發行、 行告示第 六債第 三十債第 一年債第 年條十 二件一 月等を 財務三 十債第 一年債第 二月一 月等を 財務大 十債第 一年債第 二月五 月とお り麻生 十債第 一年債第 二月十 月とお り太郎 十債第 一年債第 二月四 月とお り。基年
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し三・金三。整載法 を、十〇額十 支次一五百一倍は規 払の年パ円年 う算七丨に一 。式月セつ月 たに十ンき十 だよ五ト百五 しり日円日 、算を 支出支 払し払	一百額の定以律社 万九面振の下債第 円十金替適「平 六額機適用振 万で機関を替 円三は受法」 百日受け「と 七本銀ものう。 十銀行のと 七億とし。 二千する、 七。そ規	一百額の定以律社 万九面振の下債第 円十金替適「平 六額機適用振 万で機関を替 円三は受法」 百日受け「と 七本銀ものう。 十銀行のと 七億とし。 二千する、 七。そ規	一百額の定以律社 万九面振の下債第 円十金替適「平 六額機適用振 万で機関を替 円三は受法」 百日受け「と 七本銀ものう。 十銀行のと 七億とし。 二千する、 七。そ規

十一
一
二
三
四
五
六
十
十
十
十
十
十
十

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

後 第 二 期 以
の 利 子 以

額面金額 × $\frac{0.05}{100}$ × $\frac{1}{2}$

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

(一) 式 次 う 二 中 日 平 額 平 成 平 額 平 成 利 子 を 支 払 う。
ま ら に こ と と 本 銀 行 の 本 店 又 は 支 払 期 と し、各 支 払 期 以
で の 間 の 場 合 に 区 分 に 応 じ、そ の 買 取 り 以 後 は 支 払 期 以
金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相
當 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$) × $\frac{0.05}{100}$ × $\frac{1}{2}$
毎年一月十五日及び七月十五日
を 支 払 期 と し、各 支 払 期 以
前 六 月 間 に 属 す る

(二) 平成三十一年七月十五日以前
の 場 合 ま ら に こ と と 本 銀 行 の 本 店 又 は 支 払 期 以
金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相
當 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$) × $\frac{0.05}{100}$ × $\frac{1}{2}$
後 の 場 合 ま ら に こ と と 本 銀 行 の 本 店 又 は 支 払 期 以
金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$ × $\frac{1}{2}$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 三るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 十一年七月十五日か
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたの受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 式次る中あ、当、る二域若つ條法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一年法律第七十三号）
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条のの改受する事項に規定す
 出応、請當二けにわ律、合該一七治市町相。者の改受する事項に規定す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。者の改受する事項に規定す
 た、のす個一債かる百害と又の（）（）扶四改受する事項に規定す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年一月十五日以前の毎回の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息)

平成三十一年七月十五日現在の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額